

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>令和6年度に岐阜県で開催される第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭（「清流の国ぎふ」文化祭2024といい、以下「本文化祭」という。）への県民の関心や認知度を高め、県民総参加での盛り上げや全国から参加される方々の来県意欲の高揚を図るため、本文化祭の魅力あふれるウェブサイトを作成し、各市町村のウェブサイト等と連携しながら、国内外老若男女問わず全ての方々に向けた情報発信を目指すものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>当該ウェブサイトは、本文化祭のイメージに大きく影響を与えるものであり、参加団体の募集や集客に重要な役割を果たすものである。そのため、誰もが見やすく、印象に強く残るようなデザイン性の優れたものとする必要があり、制作する業者によって事業効果が大きく異なる、非常に専門性の高い業務である。本業務を確実に履行し、よりクオリティの高いウェブサイトとするには、単純な価格競争ではなく、機能性やデザイン性、実績等を総合的に評価し、専門的な知識や技術力を有した業者を選定できる公募型プロポーザル方式により、広く企画提案を募集し、優秀な提案を行ったものを委託業者として選定する随意契約を行うのが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約相手は、令和4年9月20日に開催された「清流の国ぎふ」文化祭2024ウェブサイト制作及び管理等業務委託プロポーザル評価会議にて、企画提案を評価した結果、最優秀提案者（契約交渉の相手方）と選定された業者であるため、適當である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。